

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

〈1. 地域の概要及び立地〉

河津町は、東西に13.7km、南北に14.7kmの距離と100.69k㎡の面積を有する町で、伊豆半島の南端に近い東海岸沿いに位置している。

地勢は、南東方面は相模湾に面し、北は標高800mを超す天城山系が連なり、町の中央を北西から南東に流れる河津川の流域に広がる平野部から、相模湾に向かって開けた町である。その河津川の周辺を中心に、早咲きで知られる「河津桜」が町内全体に約8,000本植えられており、夏の今井浜海岸の海水浴場とともに観光を主産業として発展してきた地域である。

交通アクセスは、電車の場合JR東京駅から伊豆急河津駅まで、乗換なしの「特急踊り子号」で所要時間2時間40分、車の場合東名高速「沼津IC」または新東名高速「長泉沼津IC」より有料道路や国道414号線を利用して約90分と、首都圏からのアクセスも比較的良好である。



〈2. 想定される地域の災害等〉

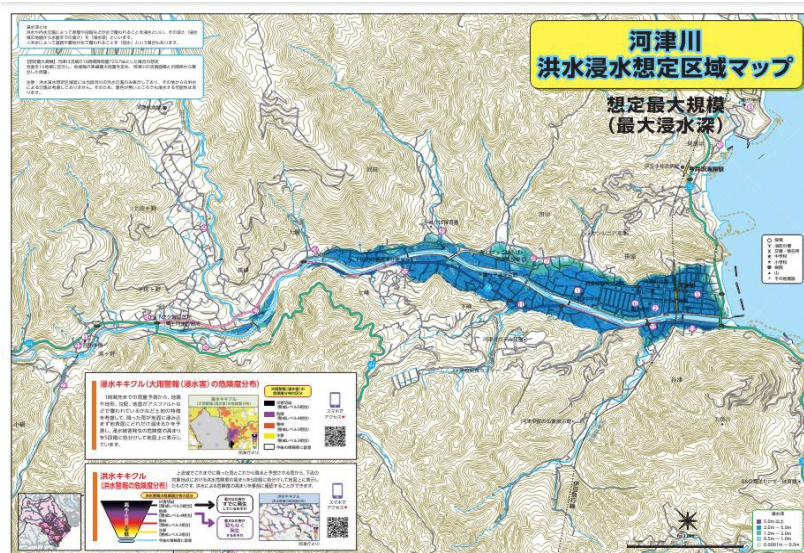
(洪水：ハザードマップ)

河津町のハザードマップによると、河津川流域の18時間降雨量729.7mmとした場合の想定最大規模が示されている。

それによると、河津浜から大堰までの約3kmにわたって2.0m～5.0mの浸水が想定されている。特に、主要な交通網である伊豆急河津駅周辺・幼稚園や小中学校が含まれているほか、観光協会・商工会もこの想定に入っており、事業者への影響も懸念される。

また、大堰地区から上流にある上河津診療所の周辺やわさび沢や宿泊施設のある筏場地区も浸水の想定域にあり、洪水の影響は広範囲にわたる恐れがある。

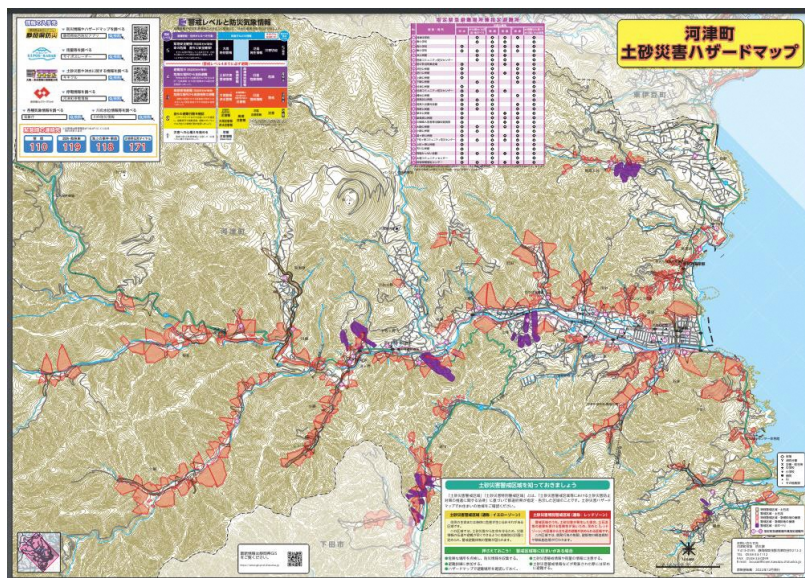
併せて、先にも述べたように当町の重要な観光資源である「河津桜」が多数植えられており、洪水による倒木や倒木による河川氾濫の影響も懸念され、地域・観光の両面から甚大な被害になる恐れも考えておく必要がある。



(土砂災害：ハザードマップ)

河津町のハザードマップによると、山間部を中心に、町内広域に「特別警戒区域・急傾斜地の崩壊」が点在している。また、下田消防署河津分署の位置する上峰地区や天川・逆川地区には地すべりの警戒区域に指定されており、地すべりのリスクも想定しておく必要がある。

土石流に関しての警戒が示されている地域がいくつかあるが、特に泉奥原地区には特別警戒区域が長く示されており、近年移住者や新規創業者が多い地域でもあることから、有事の際の避難経路や避難場所の確認を日頃から認識しておく必要があると考えられる。

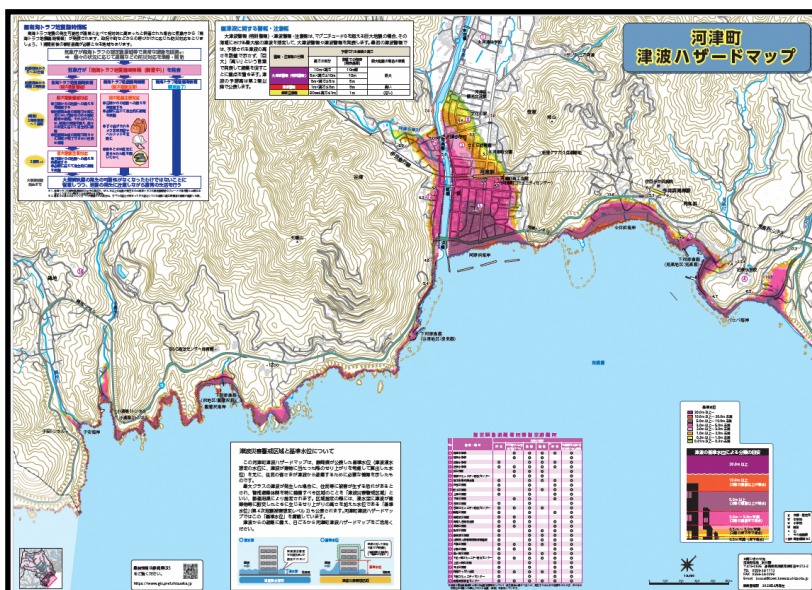


(津波：ハザードマップ)

河津町のハザードマップによると、河津浜海岸や今井浜海岸を中心とした沿岸部に大きな被害が想定されている。特に河津浜海岸では、マグニチュード8を超える巨大地震の場合、河津駅周辺まで10mを超える津波が押し寄せることになっているほか、オーシャンビューの宿泊施設が多い見高地区のホテル・旅館・民宿等も軒並み高い波に襲われ、甚大な被害が想定されている。

特に交通網として機能する「伊豆急河津駅」に大きな被害が起きると、陸路での移動はほぼ自動車に限られ、大きな混乱が生じるものと推測される。また、当会の事務所のある河津町商工会館は海拔4.6mの場所に位置しているが、こちらも10m以上の高波に飲まれてしまう想定であり、事業者支援の活動拠点も大きな被害に遭うことが示されている。

なお、当町における過去の津波被害は別掲の通りである。



過去の主な津波 (直近 80 年)

発生年月日 (和暦) 及び発生時刻	地震名	概要
昭和 19 年 12 月 7 日 13 時 35 分	東南海地震	熊野灘海岸 (和歌山県～三重県) では、波高 10 m に達した地域もあったが、近隣では下田町 (現下田市) 柿崎で、地震後約 30 分で 2.5 m の津波が押し寄せた。また、県内の沿岸部では、浸水や船

		船の沈没・流出が多数見られた
昭和 27 年 11 月 5 日 2 時 1 分	カムチャッカ半島沖地震	近隣の下田港付近では、5 日 8 時 40 分から津波が始まり、推定波高は 1.5m に達した。また、南伊豆町の石廊崎付近でも 1.2m を観測した
昭和 28 年 11 月 26 日 2 時 48 分	房総半島沖地震	伊東市では、地震後 18 分で振幅 14cm の津波が押し寄せた。また、石廊崎でも 60cm 観測された
昭和 35 年 5 月 23 日 4 時 11 分	チリ地震	大規模な地震であり、津波は太平洋全域に達した。県下でも地震を感じてから 22 時間後津波が押し寄せ、伊東では 24 日 2 時 30 分以降に最大振幅 140cm を観測した。また、県下での床下浸水は 200 戸に迫る被害があった
平成 22 年 2 月 27 日 15 時 34 分	チリ中部沿岸での地震	マグニチュード 8.8 の巨大地震。津波は太平洋沿岸全域に達し、県下には発生から 23 時間後に津波が押し寄せた。伊東市では、28 日 14 時すぎから津波が現れ、最大波高は 18cm であった。また、下田港では 43cm 確認され、住家 8 棟の床下浸水の被害があった
平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分	平成 23 年東北地方太平洋沖地震	三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0 の巨大地震。東北沿岸では、15m を超える大津波が押し寄せ、岩手・宮城・福島の沿岸部に壊滅的な被害を与えた。県下では、同日 16 時 8 分に津波警報が発表され、近隣の石廊崎で 74cm 観測された。また、下田市では、住家 7 棟・店舗 6 棟が浸水したほか、伊豆半島の海岸部では小型漁船数隻の転覆や水没が確認された

(地震)

静岡県地震災害史や河津町の資料から、当町はこの 150 年の間に度々大きな地震被害を受けている。

近年では、昭和 53 年 1 月 14 日に発生した伊豆大島近海地震（マグニチュード 7.0）があげられ、11 人の死者を出す大きな被害があった。また、家屋の被害（全壊 16 戸、半壊 56 戸）や道路・橋梁・水道・鉄道等の被害もあったほか、見高入谷地区においては大規模な山腹の崩土が発生し、4 戸埋没・死者 7 名が出る惨事となった。これ以外の半世紀程度の主な地震災害は別掲の通り。

過去の主な地震（直近 80 年）

発成年月日（和暦）	地震名	概要
昭和 19 年 12 月 7 日	東南海地震（M7.9）	上河津で震度 3 を観測。町内に被害はなかったが、県内においては、中西部において大規模な災害が発生した
昭和 35 年 5 月 24 日	チリ地震	南米チリで発生した地震により、津波も発生。津

		波の高さは0.8mを観測。通常見えない海底を確認することができるほどの引きが見られた
昭和49年5月9日	伊豆半島沖地震 (M6.9)	一部破損55戸、山(崖)崩れ7箇所の被害発生
昭和50年8月18日	河津地震 (M5.4)	被害は当町に限定され、家屋半壊3戸、一部破損61戸、道路損壊2箇所程度。被害総額は4億4千万円超
平成9年3月3日 ～3月12日	伊豆半島東方沖群発地震 (最大M5.7)	伊東市を中心に441回の有感地震を記録。最大震度5弱。当町における最大震度は4であったが、被害はなかった
平成12年6月12日	伊豆諸島周辺群発地震 (最大M6.4)	最大震度6弱。三宅島・新島・神津島付近にかけて火山性地震が頻発。震度5弱以上が10回超。町内における最大震度は4であったが、被害はなかった

静岡県では、平成25年6月に公表した「静岡県第4次被害想定」があり、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波を「レベル1の地震・津波」と位置付け、さらに東日本大震災から得られた教訓として、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を「レベル2の地震・津波」とし、二つのレベルの地震・津波を想定の対象とすることとしている。

レベル1の被害想定では、最大で「地震動による建物全壊数」が約17万1千棟、「建物倒壊による死者数」が約5千5百人、レベル2の被害想定では、最大で「地震動による建物全壊数」が約19万1千棟、「建物倒壊による死者数」が約7千8百人と想定されており、当町においてもこれまでにない被害を受けることが見込まれる。

全国的には、直近に発生した「能登半島地震」は、当町が位置する伊豆半島と同様の地形をした地域で発生した地震であり、日頃から災害に関するリスク対応が求められるものとなっている。

(感染症)

令和2年3月以降猛威を振るった「新型コロナウイルス感染症」は、当町においては1例目の発生が令和3年1月17日に初めて確認され、県内では遅い感染確認となった。しかし、それ以降個別の確認が終了となった令和4年4月12日までに107例の感染が確認され、多くの人々の生活に影響を及ぼした。また、事業者にも目を向けると、令和2年4月の「緊急事態宣言」をはじめ、飲食店を中心に休業要請が発令され、他の市町同様に経済活動の停滞を招くこととなった。その後、令和5年5月に感染症法上2類から5類へ変わったことにより、徐々に経済活動も復活の兆しが見えてきたものの、令和5年秋からはインフルエンザの爆発的な流行もあり、感染症のリスクを常に携えた事業活動が事業者に求められてきている。

(2) 商工業者の状況

・令和5年3月末における商工業者数並びに当会の会員数は下記のとおりである。

【商工業者数】

鉱業	建設	製造	卸売	小売	飲食 宿泊	サービス	他	合計
0	83	28	20	106	125	69	74	505

※平成26年経済センサス基礎調査に基づき算出

【会員数及び組織率】

会 員 数 (372 名)

$$\frac{\quad}{\quad} \times 100\% = 73.66\%$$

商工業者数 (505 名)

(定款会員 16、特別会員 24、 計 40 除く)

【地区別会員数】

梨本	湯ヶ野 大鍋・小鍋	下佐ヶ野	川津筏場	峰・逆川
28	18	18	18	53
沢田・田中	笹原	谷津・縄地	浜	見高・長野
23	28	56	64	66

(定款会員 16、特別会員 24、 計 40 除く)

上記のデータからも分かるように、当町は観光業及び観光関連業で成り立っており、地区別では大きく分けて上河津（梨本～川津筏場）・下河津（峰～浜）・見高（見高・長野）の3つに分類されている。しかし、前述の通りそれぞれの地区によって海（下河津、見高）・山（全域）・川（ほぼ全域）との関りが深く、どの地域においてもあらゆる自然災害のリスクと隣り合わせとなっていることが特徴である。

(3) これまでの取組

〈1. 当町の取組〉

-防災計画策定

河津町では、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、令和5年3月に河津町地域防災計画を改訂した。

この計画に沿って、地域防災訓練の実施・防災備品の備蓄・防災機材等の整備及び点検・通信施設等の整備改良を進めている。

-津波避難計画策定

先述の通り、静岡県第4次地震被害想定によると、当町を含めた静岡県内に大きな津波被害が想定されていることから、平成28年3月に河津町津波避難計画を策定した。この計画は、津波からの迅速かつ適切な避難を実現することを目的に策定されており、津波避難マップを活用することで、避難に対する意識向上を図っている。

河津町の防災訓練 過去3年の実施計画（令和6年2月現在）

実施年度	実施年月日	訓練名
令和3年度	令和3年9月1日	総合防災訓練（中止）
	令和3年12月5日	本部運営訓練
	令和4年3月6日	津波避難訓練
令和4年度	令和4年9月1日	総合防災訓練
	令和4年12月4日	地域防災訓練
	令和5年3月11日	津波避難訓練
令和5年度	令和5年9月1日	総合防災訓練
	令和5年12月3日	地域防災訓練（中止）

河津町の主な防災備品等の備蓄状況（令和5年度当初）

防災備品等名	数量
備蓄食料	49,832 食
非常用飲料水	2,610 本
発電機	21 台
ソーラー充電付投光器	1 台
ラップ式簡易トイレ	1 基
特殊強化ダンボールベッド	20 台

-感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の流行以降、河津町では「新型コロナウイルス対策本部」を設置し、ワクチン接種・抗原キットの無償配布・税金や給付金等の施策をおこなった。また、この期間中のイベント等に関しては、中止及び規模縮小等にて対応し、感染拡大を最小限にとどめた。

〈2. 当会の取組〉

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知

チラシの配布、巡回訪問や窓口対応時に周知をおこなっている

- ・事業者向けBCP策定支援

策定支援に関しては、（一社）静岡県中小企業診断士協会との共催により、個別相談会（静岡県BCP緊急普及促進事業）を令和4年度より実施。実施状況は下記の通り。

【BCP相談会開催実績】

令和4年度：令和4年12月16日

令和5年度：令和6年2月20日

また、令和4年度には静岡県の経営力向上事業費補助金の申請において「事業継続計画書」を経営指導員が伴走支援し、BCPの必要性を認識させることができたほか、補助金の加点にも繋がり、申請も採択となった。

- ・損害保険に関する情報提供

商工会館において、各種共済のパフレット等とともに損害保険関連の資料を配布。

- ・河津町が実施する防災訓練への参加と当会単独の防災訓練

当町が実施する9月の防災訓練に関しては、消防団員や地域自主防に所属する職員は地域防災訓練に参加するほか、事務所内でも非常時の避難誘導確認や所内の備蓄品や消火器の点検をおこなっている。

- ・感染症に対する取り組み

新型コロナウイルスの影響下においては、所内での感染対策（職員のマスク着用・消毒液設置・事業者との対面対応時の備品整備等）を講じ、感染拡大を抑止するよう努めた。また、当会が関連する地域内イベントの開催に関しては、感染状況を踏まえイベント中止や延期を決定した。

事業者支援については、新型コロナウイルスに関連した資金繰り支援を日本政策金融公庫や地域金融機関と協調しておこなったほか、各種給付金の申請支援を職員が一体となって支援した。

II. 課題

現状の課題としては、事業者のBCP策定が進んでいない点が挙げられる。進んでいない要因としては、事業者の策定におけるスキルの習得が進んでいないことのほか、当会としても一定の支援スキルを満した職員が少ないことが考える。また、BCPに長けた専門家からの指導機会や保険会社からの情報提供の場を設けられていないことも課題であり、事業者へのBCPに関する意識向上に繋がっていないことも挙げられる。

併せて、河津町の防災計画と連動した連携体制が当会は不十分な点も課題であり、今後体制の構築を図ることが急務であると認識している。

III. 目標

河津町と当会が一体となった計画を策定することで、災害発生時における早期復旧と復興を実現させるため、下記取り組みを実施する。

- ・地区内事業者に対し災害や感染リスクを改めて周知し、事前対策の必要性を再認識させていく。併せて、関係機関や専門家と連携し、事業者BCP策定の支援を推進する
- ・当会職員のBCP支援スキル向上を目指し、各種セミナーや公的機関での研修に参加する
- ・有事における連絡や情報共有手段の構築
- ・発災後の早期事業再開が実現するよう、当会が関連する機関との連携及び組織内の体制をより強化させていく

※そのほか

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに静岡県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和6年7月1日～令和11年6月30日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・河津町商工会と河津町との役割分担、体制を整理し、連携することで以下の事業を実施する

〈1. 事前の対策〉

策定中である河津町商工会の事業継続計画と本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。当会では、自然災害や事故等様々な経営リスクから事業所を守り、事業継続の支援をおこなっていく。

【1】小規模事業者に対する災害リスクの周知

〈個別対応〉

- ・巡回経営指導時にハザードマップや総合防災アプリ「静岡県防災アプリ」等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え・災害補償等の損害保険及び各種共済等）について説明する
- ・大規模地震発生のおそれがあるときに発表される「南海トラフ地震臨時情報」について、その内容を説明し、情報発表時の防災対応をあらかじめ計画時に定めるよう求めていく
- ・河津町は、河津桜をはじめ海水浴場等として国内外問わず多くの観光客で賑わう観光地である特性から、宿泊及び観光関連事業者だけでなく、土地勘のない観光客の行動リスクも認識したうえで、以下について計画等に定めるよう指導する

- ① 河津町作成の避難勧告等に関するガイドラインに基づく誘導方法
- ② 各所から最寄りの一時避難場所及び指定避難所の確認、観光客への事前説明及び誘導方法
- ③ 交通状況の情報収集手段及び当町を含めた伊豆半島からの帰宅対策
- ④ 有事の際の事業再開・再建等に向けた各種保険等の加入状況を確認し、必要に応じて新たな加入等を検討させる

【2】 河津町商工会自身の事業継続計画作成

河津町商工会では、令和6年度中に事業継続計画を策定する。策定後は、必要に応じ計画の更新をおこなっていく。

【3】 経営指導員等のBCP策定支援スキルの向上

静岡県を含めた支援機関職員向けのBCP策定関連セミナー等へ河津町商工会職員が積極的に参加し、支援スキルの向上を図る。また、中小企業診断士や損害保険会社等と連携し、BCP策定を目指す事業者に対して職員も伴走支援をおこなっていく。

【4】 発災時に機動的対応が可能な体制の構築

定期的な有事想定訓練を実施することで、発災時の機動的な対応が可能な体制を構築する。具体的には、災害等で商工会事務局が使用できないことを視野に入れ、リモートワーク・事業者や各連携機関とのオンライン会議システム等を整備することで、業務停滞を必要最低限にとどめていく。

【5】 関係団体等との連携

静岡県商工会連合会や伊豆地区を中心とした近隣商工会・商工会議所と日頃から情報交換をおこない、有事の際における業務や情報伝達手段の連携を図る。

また、損害保険会社と連携し、BCP関連の損害保険の周知や小規模事業者を中心とした事業者への災害リスク周知、セミナー・個別相談会等をおこなう。発災の場合は、被災企業に対する公的支援策等の情報提供をおこなっていく。

【6】 フォローアップ

小規模事業者を中心に、町内事業者のBCP策定状況を随時確認。併せて、最新の情報を提供し、策定した内容において変更が必要な箇所がある場合は見直し等を提案する。

【7】 当該計画に係る訓練の実施

自然災害（震度6強の地震）が発生したことを想定し、町と連携し連絡ルートの確認をおこなう。なお、訓練は必要に応じて実施していく。

【8】 感染リスクへの対応

業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について周知する。また、事業者が策定する計画には、これら感染症対策も盛り込んだ策定を推進する。

また、今後新たな感染症の発生もリスクとして考えられることから、当会における各種機関との継続した連携だけでなく、事業者に対しては、各種保険（生命保険・傷害保険・感染症の特約が付与された休業補償制度等）の加入状況の確認や新たな保険商品の紹介もおこなっていく。

〈2. 発災後の対策〉

・自然災害等の発災後は人命救助を最優先し、下記手順により把握した地区の被害状況を関係機関へ連絡する

【1】 応急対策の実施有無の確認

・発災後直ちに職員の安否報告をおこなう。安否確認の時間は概ね1時間以内とする

- ・ SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、家屋被害や道路状況を河津町と当会で共有をする。また、職員だけでなく家族の被災状況や近隣家屋の状況も確認し、出勤が可能な状況にあるかも並行しておこなう
- ・ 感染症発生の場合、職員の体調管理を常時おこなうほか、事務所内の定期消毒や職員への手指消毒やうがいを徹底する。なお、感染症が流行し、国から「緊急事態宣言」が発令される事態となった場合は、河津町における感染症対策本部設置に基づき、当会における感染症対策をおこなっていく

項目		初動対応の内容	発災後の対応時期	事前対策の内容
1	人命の安全確保	職員の避難	発災直後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点内の安全エリアの設定 ・ 町内の避難経路の周知・確認 ・ 避難所までの経路確認
		職員の安否確認	発災直後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安否確認システムの導入 ・ 職員の連絡網整備 (携帯電話番号、メールアドレス、SNS 等)
		設備の緊急停止方法	発災直後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時の設備停止手順の周知・確認
		事務所への対応方法	発災直後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所へ避難場所の周知、誘導體制の確立
2	非常時の緊急時体制の整備	町長を本部長とした災害対策本部の立ち上げ	発災後 1 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置基準の策定 ・ 災害対策本部の体制整備等
3	被害状況の把握 被害情報の共有	被災状況の有無の確認 当該情報の第一報を町、県商工連に報告	発災後 12 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害情報の確認手順の整理 ・ 被害情報及び復旧の見通しに関する関係者への報告方法、対外的な情報発信方法の策定等
4	その他	町等との各種調整	発災後随時	—

【2】 応急対策の方針決定

河津町と当会にて、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。方針は 2 者で協議したうえで決定し、別掲の被害規模に応じて以下のような業務を実施する。

- (ア) 緊急相談窓口の設置及び開設。開設における相談業務の実施
- (イ) 被害調査、経営課題の把握業務の実施
- (ウ) 復興に向けた支援策の情報提供及び活用支援業務の実施

(被害規模の目安については以下を想定する)

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 30% 程度の事業所で停電 ・ 地区内 10% 程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な損害が発生している ・ 地区内 1% 程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。 ・ 被害が想定される地域への連絡が取れない ・ 被害が想定されている地域への交通網が遮断され確認が取れない 	<ul style="list-style-type: none"> ① 緊急相談窓口設置・相談業務 ② 被害調査・経営課題把握業務 ③ 復興に向けた支援策の情報提供・活用支援業務

被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 5%程度の事業所で停電 ・地区内 1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な損害が発生している ・地区内 0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している 	<ul style="list-style-type: none"> ① 緊急相談窓口設置・相談業務 ② 被害調査・経営課題把握業務
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない	必要に応じて実施

※連絡が取れない地域については、大規模な被害が生じているものと考え対応する。

被害情報の共有期間及びその頻度

発生～1週間	被害が分かり次第、都度状況を共有
1週間超～4週間	1日に2回共有
4週間超～2ヶ月	1日に1回共有
2ヶ月超	1週間に1回共有

※感染症流行の場合は、河津町が設置する感染症対策本部で取りまとめた「感染症対策に対する基本方針と感染予防対策」等を踏まえ、事業者がどのような情報を必要としているかの把握に努める。

〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉

・自然災害発生時に地区内小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑におこなうことができる仕組みを構築する。

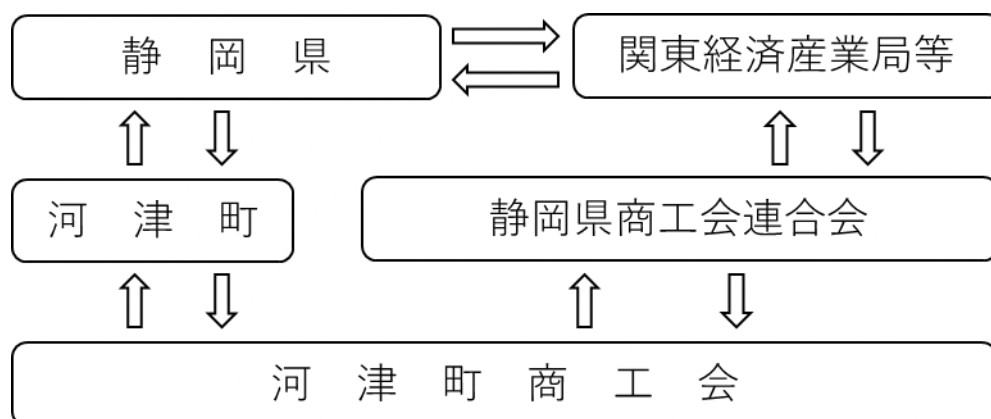
・二次被害を防止するため、被災地域での活動をおこなうことについて決定する

・河津町と当会は、被害状況の確認方法（建物、設備、商品等）や被害額の算出方法について、あらかじめ確認する。また、相互に共有した情報に関しては、県等が指定する方法にて速やかに報告する。

・感染症流行の場合は、国や県から得られる情報や方針に基づき、発災時と同様に指定する方法にて速やかに報告をおこなっていく

【1】指示命令系統・連絡体制図

自然災害等発生時に、地区内小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑におこなうことができる実行性ある仕組みを構築する。なお、その体制図は下記のとおりとする。



【2】 被害の確認方法・被害額の算出方法

① 被害の確認方法

被害額の確認については、日頃の経営支援同様に巡回での確認や相談窓口にておこなう。通信の手段が確保できているようであれば、電話・FAXによる方法でもおこなっていく。

② 被害調査シートの統一

被害を迅速かつ的確に把握するため、被害調査シートや集計・報告シートを別途定め、河津町と共有する。なお、必要な情報は下記の通り。

項目	内容
事業所名	被害を受けた事業所の名称
事業所所在地	被害を受けた事業所の所在地
業種	製造業・建設業・小売業・卸売業・サービス業・その他
被害状況	資産ごとの状況確認 -建物（全壊、半壊、浸水の状況等）・機械設備の現況（今後の使用可否等）・商品及び棚卸資産の現況等
被害額（千円）	建物、機械設備等

③ 被害額算定の対象

当会が把握する被害のうち、被害額の算定対象は「非住家被害」と「商工被害」の2つとする。それぞれについては下記の通り。

「非住家被害」

業務用の建物。具体的には、店舗・工場・事務所・作業場等を指し、建物と一体となった建物附属設備についても対象とする。これらの建物に人が居住している店舗兼住宅のような場合には、当該部分を「住家被害」として除外する。また、「非住家被害」の対象としては、被害の程度に関わらず、床下浸水から全壊に至るまでを区分ごとに把握するものとする。

「商工被害」

建物以外の事業に関する被害を指す。具体的には、棚卸資産（商品、製品、仕掛品、原材料）有形償却資産（構築物、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置）の被害とする。

④ 被害状況の算定基準

被害額の算定は、中小企業庁の『中小企業BCP策定運用指針第2版』に基づき、事業の復旧に必要な資産の復旧に要する費用（直接被害）を見積もることとし、具体的には以下の通りとする。

分類	被害区分	被害程度を目安	被害額の算定基準
非住家の被害	全壊	基本的機能を喪失したものの延べ床面積の70%以上の損壊等	事業の復旧に必要な撤去費と再調達価格を求める 事業の復旧に必要な修繕費を求める。事業の復旧に直接関係しない経費は除く
	半壊	基本的機能の一部を喪失したものの。補修が可能なもの	
	一部破損	全壊・半壊に至らない破損 窓ガラス破損程度は除く	
	床上浸水	土砂等の堆積等で一時的に浸水したもの	

	床下浸水	床上には至らない程度に浸水した もの	
商工被害	棚卸資産	喪失したもの、廃棄せざるを得な いもの	仕入原価・製造原価を求め る
	有形固定資産	修繕または再調達せざるを得な いもの	事業の復旧に必要な撤去費 と再調達価格を求める

※被害を把握するタイミングによって、再調達価格や修繕費の見積もりが困難な場合が想定されるため、把握可能な範囲において概算価格等にて把握しても差し支えないものとする。

〈4. 応急対策時の地域内小規模事業者に対する支援〉

- ・相談窓口の開設については、河津町と相談する。なお、当会が国から依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する
- ・安全性が確認された場合において、相談窓口を設置する
- ・地区内小規模事業者の被害状況の把握については、職員だけでなく商工会理事や業種別関連団体関係者と協調し、巡回にて対応。現地にて目視やヒアリングから得た状況を整理する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国・県・町等の施策）について、施策を紹介するパンフレットやホームページ・SNSにより積極的に周知していく。
- ・感染症に関しても同様であり、事業活動に影響を及ぼす場合やその恐れがある場合、対象事業者を対象とした相談窓口の開設や施策活用を支援する。

〈5. 応急対策時の地域内小規模事業者に対する支援〉

- ・静岡県の方針に従い、復旧・復興支援の方針を決定し、被災した小規模事業者に対して支援をおこなう
- ・被害が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を静岡県や静岡県商工会連合会に相談をしていく

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに静岡県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

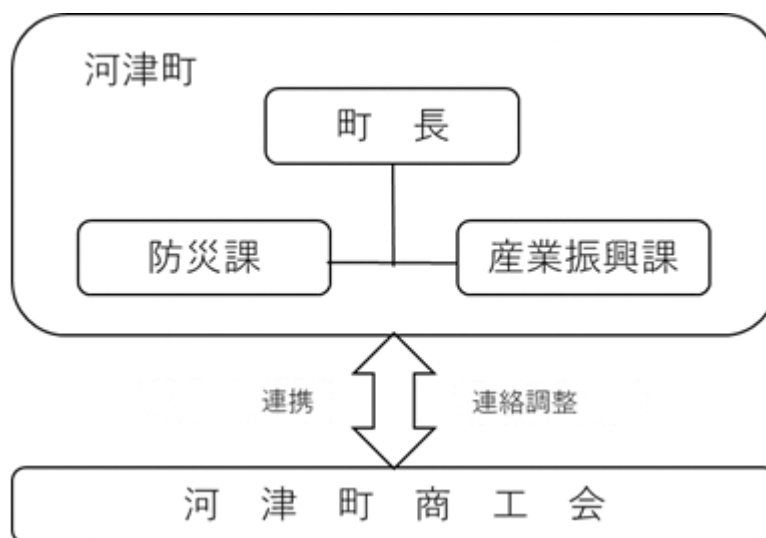
(令和6年2月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）

① 商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制
以下の9名体制で事業を実施する。

事務局長	1名
法定経営指導員	1名
経営指導員	1名
経営支援員	3名
記帳指導員	3名

② 商工会と河津町の連携組織図（令和6年2月現在）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名、連絡先

■氏名：土屋 雅弘

■連絡先：河津町商工会 Tel 0558-34-0821

② 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

事業継続力強化支援事業の企画及び実行をおこなうほか、事業計画の目標達成に向けた進捗管理を

おこなっていく。また、事業の評価や見直しをしていくための情報収集にも努め、1年に1回以上の計画見直しやフォローアップをおこなっていく。併せて、当町の小規模事業者を中心に事業所のBCP策定についての情報発信をしていくことで、計画の必要性を認識させ、計画作成及び実行支援をおこなっていく。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

〒413-0513 静岡県賀茂郡河津町浜 159-1

河津町商工会

TEL 0558-34-0821 FAX 0558-32-0305

E-mail kawazu-s@k-kappa.com

②関係市町村

〒413-0595 静岡県賀茂郡河津町田中 212-2

河津町役場 防災課

TEL 0558-34-1112 FAX 0558-34-0099

E-mail bousai@town.kawazu.shizuoka.jp

河津町役場 産業振興課

TEL 0558-34-1946 FAX 0558-34-1404

E-mail sangyou@town.kawazu.shizuoka.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	600	600	600	600	600
専門家派遣	250	250	250	250	250
セミナー開催	150	150	150	150	150
普及啓発	100	100	100	100	100
防災等対策	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費、静岡県補助金、河津町補助金、委託費、収益事業、各種手数料 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
<ul style="list-style-type: none">・ 〒420-0034 静岡県静岡市葵区常磐町 1-7-5 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 静岡支店 坂井 亮夫 支店長 TEL 054-254-8224 ・ 〒420-0857 静岡県静岡市葵区御幸町 3-21 ペガサート 3 階 一般社団法人静岡県中小企業診断士協会 鈴木 宣二 会長 TEL 054-255-1255
連携して実施する事業の内容
<ul style="list-style-type: none">1. 事前支援<ul style="list-style-type: none">・ B C P 関連損害保険の周知・ 小規模事業者に対する災害リスクの周知・ 小規模事業者への B C P 策定支援・ B C P 策定セミナーの開催2. 復興支援<ul style="list-style-type: none">・ 被災した事業者への速やかな保険請求支援・ 被災した事業者への支援施策の情報提供と活用支援
連携して事業を実施する者の役割
<ul style="list-style-type: none">1. 事前支援<ul style="list-style-type: none">・ 連携する保険会社を通じ、有事における災害リスクや各種保険及び施策について情報提供の場を設け、専門的な支援を展開する。商工会は、セミナーの企画・運営のほか、B C P に関する周知を徹底していくことで、事業者の危機管理意識の向上や現状の保険契約の内容を見直ししていくことに繋げ、個々の B C P 策定を促していく。2. 復興支援<ul style="list-style-type: none">・ 復興支援に関しては、先の保険会社だけでなく、B C P 関連に長けた専門家（中小企業診断士等）の派遣により、被災した事業者への速やかな保険請求や公的施策の活用を促し、早期復興支援を実現させる。

連携体制図等

